

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	都市計画道路又は予定道路に接する場合など、当該計画又は予定道路を前面道路とみなす認定	
根拠法令・条項	建築基準法施行令第131条の2第2項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>当該認定に係る計画道路又は予定道路は、計画内容や配置計画等が異なるため、あらかじめ審査基準を設定することが困難であり、法令に準じて審査を行う。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>認定については、30日を原則とする。</p>